

議案第53号

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和3年6月3日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例（令和3年杉並区条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「令和3年7月1日」を「令和3年8月16日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

上井草北自転車駐車場の移転の実施時期を改める必要がある。

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧  
対照表

| 新 条 例  | 旧 条 例   |
|--|---|
| 附 則  | 附 則   |
| 1 この条例は、 <u>令和3年8月16日</u> から施行する。ただし、次項及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。 | 1 この条例は、 <u>令和3年7月1日</u> から施行する。ただし、次項及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。 |
| 2～4 略  | 2～4 略   |